

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月二十七日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第二十号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の本庁の統括本部の項中「国民保護・防災監」を「国民保護・防災対策監」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年五月二十八日から施行する。